

2021年2月12日  
東京海上日動あんしん生命保険株式会社

## 新型コロナウイルス感染症に関する商品改定のお知らせ

新型コロナウイルス感染症による影響を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。  
同感染症に関する現下の情勢をふまえ、当社では以下のとおり災害死亡保険金・災害高度障害保険金をお支払対象とする商品等の約款改定を実施いたします。

### 1. 概要

当社では、災害死亡保険金・災害高度障害保険金等を保障する商品について、対象となる感染症に新型コロナウイルス感染症(注1)を追加し、2020年2月1日以後の保険期間中に保険金のお支払事由に該当された場合に、災害死亡保険金・災害高度障害保険金等の対象としています。

今般、2021年2月13日に「新型インフルエンザ等感染症対策特別措置法等の一部を改正する法律」が施行され、同感染症の法的な位置づけが変更されることとなりましたが、法改正後も、同感染症を引き続き災害死亡保険金・災害高度障害保険金等の対象といたします(注2)。

(注1)世界保健機関(WHO)により「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂(ICD-10)」(2020年3月更新)において COVID-19(分類コード U07.1)と定義される疾病をいいます。

(注2)新型コロナウイルス感染症が、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の規定による厚生労働大臣の公表にもとづき、同法に定める「新型コロナウイルス感染症」であると認められなくなった場合は、対象外となります。また、新型コロナウイルス感染症により保険金の支払事由等に該当した被保険者の数の増加が保険の計算の基礎に影響を及ぼし、かつ、新型コロナウイルス感染症による保険金の支払額の増加が当社の財務の健全性に著しい影響を及ぼすと当社が認めたときは、それらの影響の程度に応じて、保険金の支払額を削減して支払い、またはその全額を支払わないこと等があります。

(注3)特別条件付保険特約等については、保険金削減支払法、給付金削減支払法、特定疾病・部位不担保法を適用した場合でも、新型コロナウイルス感染症を原因として保険金・給付金等のお支払事由に該当したときは、これらの特別条件を適用せず支払うべき保険金・給付金等の全額をお支払いしています(注2)。

### 2. 対象商品

**別紙**をご参照ください。

### 3. その他

本改定は2021年2月13日より実施し、既にご加入いただいているご契約を含めて適用します(注4)。なお、本改定に伴う保険料の変更およびご契約者様による契約内容変更手続きの必要はございません。

(注4)2020年1月31日以前にご加入(特約の中途付加・ご契約の更新を含みます。)いただいたご契約につきましては、保険期間の満了日(注5)まで本改定内容が適用されます。

(注5)ご契約が更新される場合、2020年2月1日以後にはじめて到来する更新日の前日までの期間をいいます。

当社は、今後も新型コロナウイルス感染症の影響を受けられたお客様に寄り添い、お客様のご要望、社会のニーズにお応えすべく取り組んでまいります。

※本改定の詳細につきましては、後日当社ホームページの「重要なお知らせ」に掲載を予定しております。そのほか、このたびの新型コロナウイルスに関連した情報は当社ホームページ(<https://tmn-anshin.co.jp>)に詳しく掲載しております。

以上

**別紙** 本商品改定の対象商品

分類	名称	保険金種類等
あんしん生命のご契約	5年ごと利差配当付こども保険	災害死亡保険金
	災害保障期間付定期保険(※1)	災害死亡保険金 災害高度障害保険金
	長期傷害保険(※1)	災害死亡保険金
	災害割増特約(※2)	災害死亡保険金 災害高度障害保険金
	傷害特約(「本人型」を含みます。)(※2)	災害死亡保険金
	特別条件付保険特約	—
旧日動生命のご契約 (※1)(※4)	5年ごと利差配当付こども保険	災害死亡保険金
	災害割増特約	災害死亡保険金 災害高度障害保険金
	傷害特約	災害死亡保険金
	特別条件付保険特約	—
旧東京海上日動フィナンシャル生命のご契約 (※1)(※4)	変額個人年金保険	災害死亡保険金
	積立型変額年金保険	災害死亡保険金
	新変額個人年金保険	災害死亡保険金
	新変額個人年金保険GF	災害死亡保険金
	多機能付変額個人年金保険GF	災害死亡保険金
	年金受取総額保証付変額個人年金保険GF	災害死亡保険金
	変額個人年金保険GF(Ⅱ型)	災害死亡保険金
	災害割増特約	災害死亡保険金 災害高度障害保険金
	傷害特約	災害死亡保険金
	特別条件特約(※3)	—

(※1)新規ご契約のお取扱いを停止させていただいております。

(※2)既にご加入いただいているご契約への中途付加のお取扱いを停止させていただいております。

(※3)特定疾病・部位不担保法が適用された疾病入院特約を含みます。

(※4)旧日動生命のご契約(※5)および旧東京海上日動フィナンシャル生命のご契約(※6)は、お知らせ本紙1.(注2)のお取扱いはありません。

(※5)特約の中途付加日または更新日が2003年10月1日以後のご契約は含みません。

(※6)契約日・特約の中途付加日・直近の更新日のいずれか遅い日が2007年3月31日以前のご契約に限ります。